

**香川県事業者の未来への投資を応援する総合補助金
(未来投資応援補助金)
公募要領**

目次

申請の前に

I	補助事業について・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1
II	申請手続等・・・・・・・・・・・・・・・・	P 7
III	その他の留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・	P 13
IV	対象経費詳細・・・・・・・・・・・・・・・・	P 15
V	証拠書類詳細・・・・・・・・・・・・・・・・	P 18
VI	申請書等の様式の記載例・・・・・・・・	P 23
VII	個人事業者の事業実態の確認書類について（見本）・・・・・・	P 33

【募集期間】 令和7年2月10日（月）～3月21日（金）

＜郵送受付のみ／締切当日消印有効＞

【送付先】 〒760-0017 高松市番町一丁目2番26号トキワ番町ビル2階
未来投資応援補助金事務局

※必ず簡易書留など、ご自身で送達状況の追跡ができる方法で郵送願います。

【ホームページ】

<https://j-lppf2.jp/kagawa-ouenhojokin/>

香川県 未来投資応援補助金

検索

※各様式は、上記URL又は香川県ホームページからダウンロードしてください。

（ホームページからの入手が困難な場合は、香川県庁東館受付横の配布場所、
各県民センター（東讃・小豆・中讃・西讃）、市町の商工担当課で配布します。）

【問合せ先】 未来投資応援補助金コールセンター

受付期間：令和7年2月10日（月）～3月21日（金）

受付時間：9:00～17:30（土日祝日は開設していません。）

電話：087-813-2188

※申請受付開始後しばらくは、お電話が大変込み合うことが予想されます。

※受付締切間際に申請が集中することが予想されますので、早めの申請をお願いします。

**令和7年2月
香川県**

※必ずお読みください

申請の前に

この補助金に係る留意事項等は、「香川県補助金等交付規則」（平成15年香川県規則第28号）、
「香川県事業者の未来への投資を応援する総合補助金交付要綱」（以下「補助金交付要綱」とい
う。）及び当要領によりますが、特に次の点にご留意ください。

- ・この補助金は、交付申請後、提出書類により事業内容の売上増効果／固定費削減効果、持続性、有効性、波及性等を審査の上で、**令和7年5月末頃を目途に交付又は不交付が決定**されるものです。（提出された事業計画等の内容が「補助対象事業」に該当する場合であっても、**必ずしも交付対象となるものではありません。**）【㊧P11など】

※事務局から内容確認等を行う場合もありますが、基本的には、ご提出いただいた申請書や事業計画書の記載内容、添付書類等を基に審査を行うこととなりますので、提出前に十分にご確認のうえ、申請してください。

- ・この補助金の支払は、**補助事業終了後**（交付決定を受けた事業者が**補助事業を実施**（*1）し、**支出証拠書類を添えて実績報告書等を提出**（*2）した後）となります。

（*1）実施期間：**令和6年10月1日（火）から令和7年9月30日（火）まで**

※仮に交付決定となった場合でも、令和7年9月30日までに事業を完了できない場合は支給ができなくなりますので、期間内に完了が可能な取組みを事業計画に記載してください。

（*2）提出期間：県からの交付決定後、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は令和7年10月10日（金）のいずれか早い日まで

- ・この補助金の補助対象は、**上記の「実施期間」中に発生し、支払いが完了した経費**であって、**証拠書類等により補助対象経費として確認できるもの**に限られます。例えば、発注書や契約書の日付、納品書の日付、支払（通帳に記載された引き落とし日等）の日付のいずれかが上記の**実施期間外（令和6年9月30日以前又は令和7年10月1日以降）である経費は、全額が補助対象となりません**ので、ご注意ください。【㊧P4～5、P11、P18～22など】

- ・この補助金により取得した財産については、補助事業完了後も一定期間は処分（補助事業目的以外での使用、譲渡、担保提供、廃棄等）が制限されるものがあるなど、適切に管理しなければなりません。【㊧P13～14など】

- ・この補助金に関する収入・支出の帳簿や証拠書類は**補助事業年度終了後5年間（令和13年3月31日まで）、他の書類と区分して保管**しなければなりません。【㊧P13～14、P18～22など】

- ・補助事業の進捗状況や補助金使用経費に係る総勘定元帳等の検査のため、**補助事業実施期間中及び完了後に、県や国の機関が実地検査**に入ることがあります。なお、検査により補助金の返還命令等の指示がなされた場合には、これに従わなければなりません。【㊧P14】

その他、当要領をよくお読みいただき、注意事項等をご確認の上で申請をお願いします。

I 補助事業について

1 事業の目的

県内の事業者が、物価高騰等による影響を乗り越えるため、創意工夫を凝らして取り組む設備投資に要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付し、県内事業者を支援することを目的とします。

2 補助対象事業

物価高騰等による影響を乗り越えるために、創意工夫を凝らして取り組む香川県内における設備投資であって、**補助対象経費合計額が25万円（税抜）以上**となる以下の事業を対象とします。

対象事業	事例
<u>成長につながる新事業展開／事業分野拡大に必要な設備投資</u> (機械設備・システムの導入・更新等) ※ <u>売上増</u> につながることを要件とします。	・新規生産販売部門立ち上げのための機器の導入 ・A I 技術を活用した分析システムの導入 ・E C (電子商取引) の導入 など
<u>生産性向上につながる設備投資</u> (機械設備・システムの導入・更新等) ※ <u>固定費削減</u> につながることを要件とします。	・既存設備の効率化、生産能力の向上、業務改善に資する機械設備の導入、システムの導入 ・人手不足解消等のためのロボットの導入 ・自家消費を目的とした再生可能エネルギー発電システム、蓄電池システムの導入 など

- ・同一事業者が、同一内容で、本制度以外の国、県、市町などの補助事業や委託事業等に採択されている場合には、本事業では採択いたしません(補助の対象とはなりません) ので
ご留意ください。

3 補助率・補助額・補助限度額等

補助率、補助額及び補助限度額は、次のとおりです。

補助率	3 / 4
補助額	補助対象経費合計額の 3 / 4
補助限度額	1 0 0 万円

- ・補助対象事業は、補助対象経費合計額が25万円（税抜）以上となるものに限ります。
- ・補助対象経費合計額に補助率を乗じた額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。
- ・採択された場合であっても、予算の都合等により申請金額から減額して交付される場合があります。

4 補助対象者

- 県内に本社を有する中堅企業(*1)・中小企業(*2)
- 県内に主たる事務所を有するその他の法人(*3)

○ 県内に住所(*4)を有する個人事業者(*5) を対象とします。

ただし、事業収入(売上)を得ており(*6)、今後も事業を継続する意思がある者に限ります。

なお、創業間もない場合は、令和6年9月30日までに開業届を提出し、かつ、事業実態(売上、仕入等が発生していること)がある(*6)者が対象となります。

(※1) 中堅企業とは

この補助金において中堅企業とは、会社のうち、資本金の額又は出資の総額(※1)が10億円未満かつこの補助金における中小企業でない企業とします。

(※2) 中小企業とは

この補助金において中小企業とは、中小企業基本法第2条に規定する中小企業者であり、かつ資本金の額又は出資の総額(※1)が10億円未満の企業とします。

中小企業基本法第2条に規定する中小企業者とは

業種 (業種分類は、日本標準産業分類に基づきます。)	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)	
	資本金の額又は 出資の総額(※1)	常時使用する 従業員の数(※2)
①製造業・建設業・運輸業その他の業種(②～④を除く。)	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下

(※3) その他の法人とは

次のいずれにも該当する公益財団法人、公益社団法人、一般財団法人、一般社団法人、社会福祉法人、医療法人、農業法人、NPO法人等が対象になります。

- ① 資本金の額又は出資の総額(※1)が10億円未満であること
- ② 資本金の額又は出資の総額(※1)が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下であること
- ③ 組合若しくはその連合会又は一般社団法人については、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が個人又は①、②のいずれかを満たす法人であること

(※4) この補助金において住所とは、住民票上の住所とします。

(※5) 個人事業者とは

フリーランスを含む個人事業者(農業や漁業なども含む。)が対象になります。

(※6) 事業収入又は事業実態の確認について

申請に当たっては、提出書類により確認させていただきます。

詳細については、「申請書類」(P 7～9)をご参照ください。

(※1) 資本金の額又は出資の総額について

「基本金」を有する法人については「基本金の額」と、一般財団法人については「当該法人に
拠出されている財産の額」と読み替えることとします。

【補助対象外となる者】

- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- ② 営業に関して必要な許認可等を取得していない者
- ③ 国、法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に規定する公共法人
- ④ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業（店舗型性風俗特殊営業に限る。）に係る同条第13項に規定する「接客業務受託営業」を行う事業者
- ⑤ 政党その他の政治団体
- ⑥ 宗教上の組織又は団体（ただし、旅館業法（昭和23年法律第138条）第3条第1項の許可又は食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項の許可を受けている組織又は団体であつて、宿坊等を運営するもの（*）を除く。）
*宿坊等を運営する組織又は団体については、当該宿坊等の運営にかかる事業のみを対象とします。
- ⑦ 上記に掲げる者のほか、補助金の趣旨・目的に照らして適当でないと知事が判断する者

(※2) 常時使用する従業員の数について

本事業における「常時使用する従業員の数」は申請時点の数とします。なお、以下の方は「常時使用する従業員」の数に含めないものとします。

- ・会社役員（ただし、従業員との兼務役員は「常時使用する従業員」に含まれます。）
- ・個人事業者本人及び同居の親族従業員
- ・（申請時点で）育児休業中・介護休業中・傷病休業中又は休職中の社員（法令や社内就業規則等に基づいて休業・休職措置が適用されている者）
- ・以下のいずれかの条件に該当する、パートタイム労働者等
 - ① 日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて雇用される者、又は季節的業務に4か月以内の期間を定めて雇用される者（ただし、所定の期間を超えて引き続き雇用されている者は「常時使用する従業員」に含まれます。）
 - ② 所定労働時間が同一の事業所に雇用される「通常の従業員（*）」の所定労働時間に比べて短い者

*「通常の従業員」について

本事業における通常の従業員とは、社会通念に従い、事業所において通常の従業員と判断される従業員とします。労働契約の期間の定めがない、長期雇用を前提とした待遇を受ける賃金体系である等、雇用形態、賃金体系などを総合的に勘案して判断することになります。

例えば、事業所にいわゆる正規型の従業員がいない場合、フルタイムの基幹的な働き方をしている従業員がいれば、その従業員が通常の従業員となり、その従業員より所定労働時間が短い従業員（1日又は1週間の労働時間及び1か月の所定労働日数が、通常の従業員の4分の3以下である。）はパートタイム労働者とします。パートタイム労働者に該当するのは、「1日の労働時間及び1か月の所定労働日数が4分の3以下」か、「1週間の労働時間及び1か月の所定労働日数が4分の3以下」の場合に限ります。なお、1か月とは、本補助金申請月の前月となります。

5 補助対象経費

(1) 補助対象となる経費は、次の①～③の条件を全て満たすものとなります。

①補助事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費

②令和6年10月1日（火）から令和7年9月30日（火）までの期間中に発生し、支払が完了した経費

③証拠書類等によって支払金額が確認できる経費

(2) 補助対象経費及び補助対象外経費

補助対象経費	補助対象外経費
①機械装置等費	ア 補助事業の目的に合致しないもの
②運搬費	イ 必要な経費支出関係の書類を用意できないもの
③設備処分費（上限有）	ウ 令和6年9月30日以前に、又は令和7年10月1日以降に発注、契約、納品、支払（前払含む。）等を実施したもの
④外注費	エ 自社内部の取引によるもの
その他事業の実施に付随して必要と認められる経費	オ 販売や有償レンタルを目的とした製品、商品等の生産・調達に係る経費
	カ オークションによる購入（インターネットオークションを含む。）
	キ 駐車場代や事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費
	ク 電話代、インターネット利用料金等の通信費
	ケ 消耗品代
	コ 雑誌購読料、新聞代、団体等の会費
	サ 茶菓、飲食、奢侈、娯楽、接待の費用
	シ 不動産の購入・取得費、修理費（ただし、③設備処分費に該当するものを除く。）、車検費用
	ス 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用
	セ 金融機関などへの振込手数料、代引手数料、インターネットバンキング利用料、インターネットショッピング決済手数料等
	ソ 公租公課
	タ 各種保証・保守料
	チ 借入金などの支払利息及び遅延損害金
	ツ 免許・特許等の取得・登録費
	テ 講習会・勉強会・セミナー研修等の参加費や受講費等
	ト 商品券・金券の購入費、仮想通貨・クーポン・（クレジットカード会社等から付与された）ポイント・金券・商品券（プレミアム付き商品券を含む。）での支払い、小切手・手形・電子記録債権、ファクタリングでの支払、相殺による決済
	ナ 自社の役員報酬、人件費（アルバイト代、派遣料含む）
	ニ 社員等の旅費
	ヌ 各種キャンセルに係る取引手数料等
	ネ 補助金申請書類・実績報告書等の作成・送付・手続に係る費用
	ノ 機械設備等のリース料、クラウドサービスの利用料
	ハ 補助事業の遂行に必要なものと明確に特定できない経費（汎用性があり目的外使用になり得るもの、本補助事業以外にも使用するもの等）
	ヒ 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

(3) 具体的な補助対象経費の考え方

項目 (考え方)	補助対象経費例 (補助事業の実施に直接的に要する経費)	補助対象外経費例 (補助事業者の通常活動に要する経費)
①機械装置等 費	○商品・サービス提供のための機械設備（設置・据付を伴うことが原則） ○生産性向上のための特定業務用ソフトウェアの導入 ○キッチンカー等の商品・サービス提供に使用する専用車 ○自家消費を目的として導入する再生可能エネルギー発電システムの導入	●商品・サービス提供を伴わないものの更新（更衣室・応接室等の空調設備等） ●家庭・一般事務用ソフトウェア ●汎用的に使用できる自動車・重機・農業用機械・自動二輪車・自転車等、パソコン、事務用プリンター、電話機、船舶 ●売電を目的として導入する再生可能エネルギー発電システムの導入 ●機械設備等のリース料、クラウドサービスの利用料 ●各種保証・保守料
②運搬費	○機械設備等の運搬に要する経費 ○宅配・郵送等に要する経費	
③設備処分費 (上限有)	○補助事業に必要なスペース確保を目的とした設備機器等の解体・処分費 (補助対象経費限度額：15万円)	●既存事業における商品在庫の廃棄・処分費用
④外注費(*)	○工場・店舗等の改装工事、移動販売等を目的とした車の内装・改造工事 ○特定業務用ソフトウェア(自社(団体)の業務のためのみに開発されたソフトウェア・アプリ等) 開発の外注	●単なる店舗移転を目的とした旧店舗・新店舗の解体・建設工事 ●「不動産の取得」に該当する工事

※補助事業の遂行に必要なものと明確に特定できない経費（汎用性があり目的外使用になり得るもの、本補助事業以外にも使用するもの等）は、補助対象外となります。

<「汎用性」の有無の具体例>

- 単なるパソコンや一般事務用ソフトウェアの購入は対象外ですが、特定業務用ソフトウェアの導入と一体で使用するために整備するパソコン等は対象となります。
- 電気自動車やフォークリフト、油圧ショベル等の重機、トラクター等の農業用機械等は「汎用的に使用できる自動車」として対象外ですが、自社の事業の特殊性等に合わせて改造等を行ったキッチンカー等の商品・サービス提供に使用する専用車は対象となります。（重機や農業用機械に装着して使用するアタッチメント（付属装置）は対象となります。）
- 事業に付随するものであれば、事業者（店舗）の規模により家庭用機器（エアコン・給湯器等）でも対象となりますが、事業に付随しないもの（更衣室・応接室等、サービス提供を伴わないもの）は対象外となります。

(*)外注（④外注費）の内容に補助対象外経費（P 4）を含めることは認められません。

※その他、各対象経費の詳細は、「Ⅳ 対象経費詳細」（P 15～18）を参照してください。

(4) 補助対象経費全般に関する留意事項

ア 消費税及び地方消費税は補助対象となりませんので、補助対象経費は税抜きの金額となります。

※税込価格しかわからない（内税表示）経費の場合の税抜価格（補助対象経費）の計算方法

①税込価格に100/110を掛けて1円未満の端数を切り上げた金額を税抜価格（補助対象経費）とします。

②ただし、①の計算方法により算出した税抜価格に110/100を掛け、1円未満の端数を切り捨てた金額が、元の税込価格を超える金額となる場合については、①の計算方法によらず、税込価格に100/110を掛けて1円未満の端数を切り捨てた金額を税抜金額（補助対象経費）とします。

[計算例]

①10,000円（税込価格） $\times 100/110=9,090.9090\dots$

補助対象経費（税抜価格）：9,091円（1円未満の端数切り上げ金額）

②100,000円（税込価格） $\times 100/110=90,909.0909\dots$

90,910円（1円未満の端数切り上げ金額） $\times 110/100=100,001$ 円（1円未満の端数切り捨て金額）

元の税込価格100,000円を超えてしまうため、90,909.0909...の1円未満の端数を切り下げる。

補助対象経費（税抜価格）：90,909円（1円未満の端数切り捨て金額）

イ 委託や外注を行う場合は、委託内容や外注内容、金額等が明記された契約書等を締結し、外注する側である補助事業者成果物等が帰属する必要があります。

ウ 補助事業に関する書類は、補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度（令和8年度）から5年間（令和13年3月31日まで）は、補助事業以外の書類と区分し、見積書、発注書、納品書、請求書、支払の証拠書類といった順に、取引の流れに添って保管してください。

Ⅱ 申請手続等

1 申請手続

(1) 受付期間

令和7年2月10日（月）から令和7年3月21日（金）まで
（令和7年3月21日（金）の消印有効です。）

(2) 受付方法

申請書類は、下記宛先に、郵送で提出してください。

<宛先> 〒760-0017 高松市番町一丁目2番26号トキワ番町ビル2階
未来投資応援補助金事務局 宛

（提出上の留意事項）

- ・本補助金の申請は、1事業者につき1回限りとします。
- ・書類の到着確認等の問合せには応じられませんので、簡易書留など、ご自身で送達状況の追跡ができる方法で郵送願います。なお、送料は申請者側でご負担ください。
- ・補助金交付要綱上、県へ提出された書類の写しは令和13年3月31日まで保管いただく必要がありますので、必ず全ての書類のコピーを保存してからご提出ください。
- ・封筒の裏面には差出人の住所、氏名を必ず記載してください。
- ・提出いただいた書類・添付物等は、返却できません。

【申請に必要な書類の入手方法】

申請書類は、下記URL又は香川県ホームページからダウンロードしてください。

ホームページアドレス

<https://j-lppf2.jp/kagawa-ouenhojokin/>

香川県 未来投資応援補助金

検索

※ホームページからの入手が困難な場合は、香川県庁東館受付横の配布場所、各県民センター（東讃・小豆・中讃・西讃）、市町の商工担当課で配布します。（配布場所ではお問合せに対応しておりませんので、ご質問等は以下へお願いいたします。）

【問合せ先】 未来投資応援補助金コールセンター

開設期間：令和7年2月10日（月）から令和7年3月21日（金）まで

受付時間：9：00～17：30（土日祝日は開設しておりません。）

電 話：087-813-2188

※申請受付開始後しばらくは、お電話が大変込み合うことが予想されます。そのため、お電話がつながりにくい状況もあるかと思いますが、時間を空けておかけ直しいただくなど、ご理解とご協力をお願いします。

(3) 申請書類

- ・提出書類の用紙サイズは全てA4判で統一（A4判より小さい書類はA4判用紙に貼付／見積書・領収書等はA4判用紙にコピーしたものを提出）してください。
- ・書類は全て片面印刷（ホチキス止めはしない）で、次の①から順に重ねてご提出ください。
- ・所定書類のほかにも、詳細の確認のため必要な資料の提出を求めています。

① **補助金交付申請書（様式1）** ㊤記載例（P23）参照

…日本標準産業分類（中分類）一覧はP10を参照のうえ、記入してください。

② **事業計画書（別紙1）** ㊤記載例（P24～29）参照

…「4 補助対象経費」の金額は、⑤の**見積書等**（申請時点で支払済みの経費の場合は**領収書**）に基づく**税抜金額**を、公募要領（P6）の留意事項を参照の上で記入してください。

②-2 **事業計画書（別紙1-2）** ㊤記載例（P30～31）参照

②-3 **具体的な取組内容を補足する書類**

【新事業展開／事業分野拡大】

- ・必要に応じて、新たな事業、拡大する事業分野の概要、特徴、開発・提供・販売体制などが分かるスキーム図等を記載又は添付してください。

【機械設備、システムの導入・更新】

- ・必要に応じて、構造や技術・メカニズム等の技術説明書、設計図、特許資料、写真、試験データなどを添付してください。

【工場・店舗等の改装】

- ・改装により、レイアウト変更等を伴う場合には、必要に応じて、生産方式の概要、工程図（又は工程表）、生産ライン（工場）等のレイアウト図、スキーム図などを添付してください。

③ **誓約書（別紙2）** ㊤記載例（P32）参照

…申請者名を自署した**原本をご提出ください**。（コピーは不可）

④ **チェックリスト** ㊤各項目をよくご確認の上で✓印を入れ、記名してご提出ください。

⑤ **各経費の確認書類**

…事業計画書の「4 補助対象経費」に記載した全ての経費の**見積書等※**〔写し〕

…ただし、申請時点で支払済みの経費については、**見積書等※**〔写し〕と**領収書**〔写し〕の両方

※見積書等について

- ・見積書が徴取できない場合には、これに代えて、**価格の妥当性が判断できる書類**（ホームページやカタログ等の写し）を添付してください。
- ・申請時点で支払済みの経費のうち、クレジットカード払い又は1取引10万円（税抜）以下で現金払いした市販品の購入に限り、見積書等を省略し、**領収書のみ提出**とすることができます。
なお、1取引10万円（税抜）を超える現金支払は認められません。
- ・1件あたり100万円（税込）を超える物品又はサービスの発注の場合及び（金額にかかわらず）中古品の購入の場合、同等品につき**2者以上の見積書**を徴取し、いずれも添付してください。
また、同等品であることが確認できる性能等を記載した書類等を添付してください。同等品であることが確認できない場合は、補助対象となりません。

（注）事業実施後は、「V 証拠書類詳細」（P18～22）に記載の書類等を県に提出いただく必要がありますので、見積書等を徴取し購入の参考とした後も**原本は必ず保管**してください。

⑥事業実態の確認書類

個人 事業者 様式見本 P33～	●税務署に提出済の直近（令和5年または令和6年分）の確定申告書※〔写し〕 …第一表・第二表に加えて、白色申告の場合は収支内訳書（1・2面）、 青色申告の場合は所得税青色申告決算書（1～4面）を提出してください。 ※税務署受付印のない確定申告書の場合は、e-Taxの「受付結果（受信通知）」を印刷したもの、または国の税務署が発行する「納税証明書（その2：所得金額の証明）」の写しを添付してください。 ※確定申告の義務がない場合又はその他相当の事由により提出できない場合は、直近（令和6年度分）の住民税の申告書類〔写し〕 ※創業後最初の確定申告を済ませていない場合は、開業届〔写し〕（税務署の受付印があるもの、またはe-Taxにより開業届を提出された場合は、「受付結果（受信通知）」を加えて提出してください。）
中堅企業 ・ 中小企業	●現在事項証明書又は履歴事項全部証明書【3か月以内に発行された原本】 ●直近1期分の貸借対照表及び損益計算書*〔写し〕 *創業後最初の決算期を迎えていない場合は、法人設立届出書〔写し〕
その他の 法人	●現在事項証明書※又は履歴事項全部証明書※【3か月以内に発行された原本】 ※いずれも提出できない場合は、根拠法令に基づき公益法人等の設立について公的機関に認可等されていることが分かる書類等〔写し〕 ●直近の事業年度の年間収入が記載された書類*〔写し〕 *設立後最初の決算期を迎えていない場合は、法人設立届出書〔写し〕

日本標準産業分類(中分類)一覧

01	農業	50	各種商品卸売業
02	林業	51	繊維・衣服等卸売業
03	漁業(水産養殖業を除く)	52	飲食料品卸売業
04	水産養殖業	53	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
05	鉱業、採石業、砂利採取業	54	機械器具卸売業
06	総合工事業	55	その他の卸売業
07	職別工事業(設備工事業を除く)	56	各種商品小売業
08	設備工事業	57	織物・衣服・身の回り品小売業
09	食料品製造業	58	飲食料品小売業
10	飲料・たばこ・飼料製造業	59	機械器具小売業
11	繊維工業	60	その他の小売業
12	木材・木製品製造業(家具を除く)	61	無店舗小売業
13	家具・装備品製造業	62	銀行業
14	パルプ・紙・紙加工品製造業	63	協同組織金融業
15	印刷・同関連業	64	貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関
16	化学工業	65	金融商品取引業、商品先物取引業
17	石油製品・石炭製品製造業	66	補助的金融業等
18	プラスチック製品製造業(別掲を除く)	67	保険業(保険媒介代理業、保険サービス業を含む)
19	ゴム製品製造業	68	不動産取引業
20	なめし革・同製品・毛皮製造業	69	不動産賃貸業・管理業
21	窯業・土石製品製造業	70	物品賃貸業
22	鉄鋼業	71	学術・開発研究機関
23	非鉄金属製造業	72	専門サービス業(他に分類されないもの)
24	金属製品製造業	73	広告業
25	はん用機械器具製造業	74	技術サービス業(他に分類されないもの)
26	生産用機械器具製造業	75	宿泊業
27	業務用機械器具製造業	76	飲食店
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	77	持ち帰り・配達飲食サービス業
29	電気機械器具製造業	78	洗濯・理容・美容・浴場業
30	情報通信機械器具製造業	79	その他の生活関連サービス業
31	輸送用機械器具製造業	80	娯楽業
32	その他の製造業	81	学校教育
33	電気業	82	その他の教育、学習支援業
34	ガス業	83	医療業
35	熱供給業	84	保健衛生
36	水道業	85	社会保険・社会福祉・介護事業
37	通信業	86	郵便局
38	放送業	87	協同組合(他に分類されないもの)
39	情報サービス業	88	廃棄物処理業
40	インターネット付随サービス業	89	自動車整備業
41	映像・音声・文字情報制作業	90	機械等修理業(別掲を除く)
42	鉄道業	91	職業紹介・労働者派遣業
43	道路旅客運送業	92	その他の事業サービス業
44	道路貨物運送業	93	政治・経済・文化団体
45	水運業	94	宗教
46	航空運輸業	95	その他のサービス業
47	倉庫業	96	外国公務
48	運輸に附帯するサービス業	97	国家公務
49	郵便業(信書便事業を含む)	98	地方公務
		99	分類不能の産業

2 交付決定

(1) 補助金の採択審査は、申請された内容について、審査を行った上で補助金の交付事業者を決定します。

※書面のみの審査となりますので、申請書には事業の内容と事業計画の強み・長所（売上増効果／固定費削減効果、持続性、有効性、波及性等）をできるだけ具体的かつ詳細に記載し、不備のないようご注意ください。提出書類に記載のあった内容で審査を行います。

項 目	具体的着眼点
売上増効果／固定費削減効果	・ 導入（更新）する設備投資により、高い売上増効果または固定費削減効果が期待できるか
持 続 性	・ 補助事業期間終了後も効果の継続が期待できるか
有 効 性	・ 手法や計画は、費用対効果の観点からも具体的な成果の発現が期待できるものになっているか
波 及 性	・ 他の事業者や地域へ取組みが広がることが期待できるか

※申請受付期間終了後に審査を行うため、交付決定は令和7年5月末頃の見込みです。

(2) 審査の結果、補助金の交付を決定した事業者には「交付決定通知書」、それ以外の事業者には「不交付決定通知書」を郵送します。ただし、補助金の交付を決定する場合でも、対象外経費が含まれている等の理由により申請額から減額する場合があります。

(3) 補助金は、予算の範囲内で交付するため、採択されることになった場合でも申請額全てに充てられない場合があります。

3 事業実施

補助事業（補助の対象となる事業）は、令和6年10月1日（火）から令和7年9月30日（火）までの期間中に実施（事業に着手し支払が完了）した事業のみです。

令和6年9月30日（月）以前の事業の着手や令和7年10月1日（水）以降に事業を実施したものは補助の対象となりません。

なお、事業の着手は「発注・契約」時となります。

事業の実施には、発注書・納品書・請求書等の経費支出関係書類の作成・発行や、経費の支払も含まれます。

※例として、納品書の日付や経費の支払日が令和7年10月1日（水）以降になっている経費は補助対象になりません。

補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）、中止、廃止する場合は、事前に以下の書類を提出し、承認を受けなければなりません。

- ・ 補助金変更承認申請書（様式4）
- ・ 補助金中止（廃止）承認申請書（様式7）

また、同一内容で、本補助金以外の国、県、市町などの補助事業や委託事業等に採択され、交付を受ける場合は、必ず「補助金中止（廃止）承認申請書（様式7）」を提出してください。

4 実績報告

県からの交付決定を受けた後、事業が完了した場合には、補助事業が完了した日から起算して 30 日を経過した日又は令和 7 年 10 月 10 日（金）のいずれか早い日までに実績報告書を県に提出してください。

なお、物品の納品や工事完了等の事業の取組み及び経費に関する支払い等全てが完了している必要があります。

実績報告時に提出が必要な書類は P18～22 までの「V 証拠書類詳細」を参照してください。

5 補助金の支払

補助金の支払いは、実績報告書に基づき、実施された事業内容の審査と経費内容の確認等により交付すべき補助金の額を確定した後（精算払）となります。支給決定額から減額となる場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

Ⅲ その他の留意事項

1 財産処分の制限について

補助金により購入した機械等のうち、単価が 50 万円（税抜）以上のものは、処分制限財産に該当します。処分制限財産は、補助事業が完了した後も一定の期間は処分（補助事業目的以外での使用、譲渡、担保提供、廃棄等）が制限されます。処分制限財産は、「取得財産等管理台帳（様式 13）」に記載し管理してください。処分制限期間内に該当財産を処分しようとするときは、あらかじめ（処分する前に）、「補助金取得財産等の処分承認申請書（様式 14）」を県へ提出し、承認を受けなければなりません。

※処分制限期間は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）」に定める耐用年数に相当する期間となります。

2 産業財産権等について

補助対象期間内に産業財産権等（特許権、意匠権、商標権等をいう。）を出願、取得、譲渡及び実施権の設定をした場合は、「補助金産業財産権等取得等届出書（様式 15）」を県へ提出しなければなりません。

3 収益納付について

補助対象期間内に補助事業の成果の事業化、産業財産権等の譲渡又は実施権の設定及びその他補助事業の実施により、事業完了時まで直接生じた収益（収入から経費を引いた額）がある場合には、補助金交付額を限度として、収益金の全部又は一部を県に納付していただく場合があります。

4 交付決定の取消し及び返還について

補助事業者が次のいずれかに該当するときは、補助金等の交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。その場合、補助金の返還が生じる可能性があります。

- （1）補助事業者が補助対象者の要件を満たさなくなったとき。
- （2）補助金の交付決定の内容、これに付した条件、その他補助金交付要綱やこれに基づく知事の指示に違反したとき。
- （3）補助事業を実施しないとき、又は実施する意思が認められないとき。
- （4）補助事業を中止し、継続して実施する見込みがないとき。
- （5）補助金を補助の目的外に使用したとき。

5 補助対象事業の経理について

補助事業に係る書類（交付申請書等の県に提出した書類（写）、交付決定通知書等の県から受け取った書類、発注書・請求書等の経費支出関係の書類等）は、一般の書類と区分し、補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度（令和 8 年度）から 5 年間（令和 13 年 3 月 31 日まで）保存しなければなりません。また、この期間は、県から求めがあった際には、いつでも閲覧できるようにしておかなければなりません。

また、経理については一般の経理とは別に、今回実施する補助事業に係る売上や費用、利益等について、区分して経理を行ってください。事業実施期間内に補助事業に係る売上が発生した場合は、区分された経理に基づいた、補助事業の収益状況が分かる資料を、実績報告時に県へ提出しなければなりません。

6 検査について

補助事業の進捗状況確認や補助金使用経費にかかる総勘定元帳等の検査のため、県が補助事業実施期間中及び完了後に実地検査に入ることがあります。

また、国の会計検査院等が補助事業完了後に実地検査に入ることがあります。

検査により補助金の返還命令等の指示がなされた場合には、これに従わなければなりません。

7 事業成果の報告及び取組内容の公表等について

具体的な取組内容を活用事例として紹介する場合があります。実施事業の成果等を県内事業者一般の参考に供し、広く事業展開が図られるよう事例として公表することを予定しているため、採択事業者の方に対し、実績報告後に県から事業成果（実施事業による効果等）について、当該情報発信に必要となる説明や画像素材等、情報提供を追加でお願いすることがあります。

また、事業実施後の状況について、必要に応じて報告を求めることがあります。

なお、申請等により得られた情報は、当補助金関係業務以外に使用することはありません。

Ⅳ 対象経費詳細

【各対象経費の説明】

- ①機械装置等費…………… P 15
- ②運搬費…………… P 16
- ③設備処分費…………… P 16
- ④外注費…………… P 17

①機械装置等費

事業の遂行に必要な機械装置等の購入・製作に要する経費

- ・ 補助事業を実施するにあたり必要な機械装置等の購入・製作に要する経費が補助対象となります。また、機械装置等費の導入と一体で行う、改良（※１）又は据付け（※２）に要する経費も対象となります。
- ・ 機械装置等は、設置・据付を伴うことを原則とします。
- ・ 単なる取替え更新の機械装置等の購入は補助対象となりません。
- ・ 単価50万円（税抜）以上の機械装置等の購入は「処分制限財産」に該当し、補助事業が完了し、補助金の支払いを受けた後であっても、一定の期間において処分（補助事業目的以外での使用、譲渡、担保提供、廃棄等）が制限されることがあります。
- ・ 処分制限期間内に当該財産を処分する場合には、必ず県へ申請し、承認を受けた後でなければ処分できません。県は、財産処分を承認した補助事業者に対し、当該承認に際し、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることがあります。承認を得ずに処分を行うと、補助金交付要綱違反により補助金の交付決定の取消し・返還命令の対象となります。
- ・ 中古品の購入が補助対象経費として認められる条件は、次のとおりです。
 - ①中古品購入の際には、価格の妥当性を示すため、複数（２者以上）の中古品販売事業者（個人からの購入や、オークション（インターネットオークションを含みます。）による購入は不可）から同等品についての見積（見積書、価格表等）を徴取すること。また、同等品であることが確認できる性能等を記載した書類等を添付すること（同等品であることが確認できない場合は補助対象となりません）。
 - * 新品購入の場合は、１件あたり100万円（税込）を超える場合のみ複数の見積りが必要ですが、中古品購入の場合は、購入金額に関わらず、全て、複数の見積りが必要です。
 - * 実績報告書の提出時に、これら複数の見積書を必ず添付してください。（中古品の場合は、理由書の提出による随意契約での購入は補助対象となりません。）
 - ②購入した中古品の故障や不具合にかかる修理費用は、補助対象となりません。また、購入品の故障や不具合等により補助事業計画の取組みに使用できなかった場合には、補助対象となりませんので注意してください。

(※1)「改良」について

「改良」とは、補助事業で購入した機械設備の機能を高め、又は耐久性を増すために行うものです。

(※2)「据付け」について

「据付け」とは、補助事業で購入した機械・装置の設置と一体で捉えられる軽微なものに限ります。設置場所の整備工事や基礎工事は機械装置等費に含みません。

【対象となる経費例】(※3)

商品・製品・サービス提供のための機械設備、生産性向上のための特定業務用ソフトウェアの導入（一体として利用するパソコン・タブレット等は対象）、自社の事業の特殊性等に合わせて改造等を行ったキッチンカー等の商品・サービス提供に使用する専用車、自家消費を目的として導入する再生可能エネルギー発電システムの導入

(※3) 機械設備等において、付属品を要する場合、それがなければ事業目的を達成できない必要最低限のものに限り対象とします。

【対象とならない経費例】

汎用的に使用することができる自動車(※4)(電気自動車やフォークリフト、油圧ショベル等の重機、トラクター等の農業用機械等)、汎用的に使用することができる自動二輪車・自転車等、パソコン、事務用プリンター・複合機・ウェアラブル端末・電話機・家庭及び一般事務用ソフトウェア（これらの支出は全て汎用性が高いものとして対象外です）、(ある機械装置等を商品として販売・賃貸する補助事業者が行う)当該機械装置等の購入・仕入れ（デモ品・見本品とする場合でも不可）、商品・サービス提供を伴わない更新（更衣室、応接室等の空調設備等）、売電を目的として導入する再生可能エネルギー発電システム、FIT・FIP制度を活用した再生可能エネルギー発電システム、船舶、動物

(※4) 重機や農業用機械等に装着して使用するアタッチメント（付属装置）は対象

②運搬費

機械設備等の運搬に要する経費、宅配・郵送等に要する経費

③設備処分費

補助事業を行うための作業スペースを拡大する等の目的で、当該事業者自身が所有する設備機器等を廃棄・処分する、又は借りていた設備機器等を返却する際に修理・原状回復に要する経費

- ・補助事業の取組実行のためのスペースを確保する等の目的で、「設備機器等の廃棄・処分」等を行うことが必要です。（交付決定後の計画変更による「設備処分費」の事後の追加計上や、経費の配分変更による「設備処分費」の増額変更は認められません。）

- ・申請時における「設備処分費」の補助対象経費限度額及び補助事業完了後に提出する実績報告時の「設備処分費」の補助対象経費限度額は以下のとおりです。

補助対象経費限度額	15万円
-----------	------

【対象となる経費例】

既存事業において使用していた設備機器等の解体・処分費用、既存事業において借りていた設備機器等の返却時の修理・原状回復費用（賃貸借契約が締結されており、使用者であることが法的に確認できることが必要です。）

【対象とならない経費例】

既存事業における商品在庫の廃棄・処分費用、消耗品等の処分費用、自己所有物の修繕費、原状回復の必要がない賃貸借の設備機器等の修繕費

④外注費

上記①から③までに該当しない経費であって、事業遂行に必要な業務の一部を第三者に外注（請負）するために支払われる経費

- ・外注内容、金額等が明記された契約書等を締結し、外注する側である補助事業者に成果物等が帰属する必要があります。
- ・工場・店舗等の改装において50万円（税抜）以上の外注工事を行う場合等、「処分制限財産」に該当し、補助事業が完了し、補助金の支払を受けた後であっても、一定の期間において処分（補助事業目的以外での使用、譲渡、担保提供、廃棄等）が制限されることがあります。処分制限期間内に当該財産を処分する場合には、必ず県へ申請し、承認を受けた後でなければ処分できません。県は、財産処分を承認した補助事業者に対し、当該承認に際し、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることがあります。承認を得ずに処分を行うと、補助金交付要綱違反により補助金の交付決定の取消し・返還命令の対象となります。

【対象となる経費例】

デリバリーの実施等に必要な店舗改装費、移動販売等を目的とした車の改造、特定業務用ソフトウェア（自社（団体）の業務のためのみに開発されたソフトウェア・アプリ等）開発の外注

【対象とならない経費例】

補助事業で取り組む、成長につながる新事業展開や生産性向上等に結びつかない工事（単なる店舗移転を目的とした旧店舗・新店舗の解体・建設工事、住宅兼店舗の改装工事における住宅部分、既存の事業部門の廃止にともなう設備の解体工事（設備処分費に該当するものを除く。）など）、「不動産の取得」に該当する工事（※）

※「建物の増築・増床」や「小規模な建物（物置等）の設置」の場合、以下の3つの要件全てを満たすものは、補助対象外である「不動産の取得」に該当すると解されます。（固定資産税の課税客体である「家屋」の認定基準の考え方を準用）

(1) 外気分断性：屋根及び周壁又はこれに類するもの（三方向以上壁で囲われている等）を有し、独立して風雨をしのぐことができること

⇒支柱と屋根材のみで作られた飲食店の戸外テラス席や、駐輪場・カーポート等、周壁のないものは「外気分断性」は認められないため、「不動産の取得」には該当しない。

(2) 土地への定着性：基礎等で物理的に土地に固着していること

⇒コンクリートブロックの上に、市販の簡易物置やコンテナを乗せただけの状態のものは「土地への定着性」は認められないため、「不動産の取得」には該当しない。

⇒ただし、未登記のものでも、基礎等で土地に固着している場合は「不動産の取得」に該当するため、対象外とする。

(3) 用途性：建造物が家屋本来の目的（居住・作業・貯蔵等）を有し、その目的とする用途に供しうる一定の利用空間が形成されていること

V 証拠書類詳細

各補助対象経費の支出が適正に行われているかを確認するために、実績報告時に以下の（１）～（５）の段階ごとの証拠書類を提出する必要があります。（２）～（５）の証拠書類については、日付が補助事業の実施期間である令和６年１０月１日（火）から令和７年９月３０日（火）までの日付になっていなければなりません。

提出の際は全て写しを添付してください。証拠書類の原本は補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度（令和８年度）から５年間（令和１３年３月３１日まで）は、補助事業以外の書類と区分し、保管する必要があります。

（１） 見積

購入・発注をする物品やサービスなどの内容、費用を事前に確認した書類

（例）見積書・料金表・価格や内容が掲載されている商品などのホームページやカタログ等の写しなど

＊見積書とは、物品やサービスなどの取引先を選ぶために必要となる書類です。

※見積書は、申請書又は交付決定通知書に記載のある補助事業者名（法人：法人名、個人：個人名（屋号））を宛名として徴取する必要があります。

・１件あたり１００万円（税込）以下の発注にあたっては、１者からの見積書を徴取してください。

※見積書が徴取できない場合には、価格の妥当性が判断できる書類（ホームページやカタログ等の写し）を提出してください。

- ・ 1 件あたり100万円（税込）を超える発注にあたっては、同等品について 2 者以上の見積書を徴取し、より安価な発注先（委託先）を選んでください。ただし、発注（委託）する事業内容の性質上、2 者以上から見積書の徴取が困難な場合は、該当企業等を契約の相手方とする理由書を提出してください。
- ・ 中古品の場合は金額にかかわらず同等品について 2 者以上の見積書を徴取してください。その場合、同等品であることが確認できる性能等を記載した書類等を添付してください。

1 件あたりの金額 （税込）	新品・サービス	中古品
100 万円以下	1 者のお見積書が必要 ※見積書が徴取できない場合には、価格の妥当性が判断できる書類（ホームページやカタログ等の写し）	2 者以上の見積書が必要
100 万円超	2 者以上の見積書が必要	2 者以上の見積書が必要

（2） 発注・契約

物品やサービスなどを発注・契約したことが確認できる書類

（例）発注書・契約書・申込書・発注日が確認できる、注文した際のファクシミリ又は電子メール、注文履歴のプリントアウト（インターネット取引の場合でも必要です）・相手からの受注確認書など

※発注書とは、物品やサービスなどを購入する際の注文書類です。

※発注書・契約書は、申請書又は交付決定通知書に記載のある補助事業者名（法人：法人名、個人：個人名（屋号））を依頼元として発注・契約する必要があります。

（3） 納品・完了・検収

物品やサービスなどを受け取った、又は完了したことが確認できる書類

（例）納品書・完了報告書など

※納品書とは、発注・契約内容と受け取った商品・サービスが一致しているか、また納品された期日を確認するための書類です。

※納品書は、申請書又は交付決定通知書に記載のある補助事業者名（法人：法人名、個人：個人名（屋号））を依頼元として徴取する必要があります。

（4） 請求

物品やサービスなどの代金を請求されたことが確認できる書類

（例）請求書・請求日が確認できる、請求を受けた際のファクシミリ又は電子メール・請求履歴のプリントアウト（インターネット取引の場合でも必要です。）等

※請求書とは、物品やサービスなどを納品した対価として取引先が代金を請求する書類です。

※請求書は、申請書又は交付決定通知書に記載のある補助事業者名（法人：法人名、個人：個人名（屋号））を依頼元として徴取する必要があります。

(5) 支払

物品やサービスなどの代金の支払確認が可能な資料

※補助事業者の支払が事業実施期間内でないと補助対象として認められません。

(例えば、口座引落の場合、口座から引き落とされた日が、事業実施期間を超えている支払いについては、全額補助対象となりませんので、注意してください。)

※自社振出・他社振出にかかわらず、小切手、手形、電子記録債権、ファクタリングでの支払いは認められません。また、補助事業者から相手方へ資金の移動が確認できないため、相殺（売掛金と買掛金の相殺等）による決済は認められません。

※決済は法定通貨で行ってください。仮想通貨・クーポン・ポイント・金券・商品券の利用等は認められません。

※支払いは、申請書又は交付決定通知書に記載のある補助事業者名（法人：法人名、個人：個人名（屋号））で行う必要があります。

ア 銀行振込（原則）

補助対象経費の支払方法は銀行振込が原則です。実績報告の際に、以下のいずれかの証拠書類を提出しなければなりません。

- ・銀行振込明細書[ご利用明細]（写し）
- ・振込金受取書（写し）
- ・通帳の該当ページ及び口座名義が確認できるページ（写し）
- ・ネットバンキングの記録のプリントアウト等

※振込みは、必ず申請書や交付決定通知書等に記載の補助事業者名（法人：法人名、個人事業者：個人名）の口座で振込みをしてください。補助事業者が法人であるのに個人口座や、他の法人名義の口座で振込みをしている場合などは、補助対象と認められませんので注意してください。

※ネットバンキングの場合は、「振込予定日」が記載された振込指示書ではなく、実際の「振込日」が確認できる画面及び「口座名義」が確認できる画面のプリントアウト等を添付してください。

イ 現金払い（10万円（税抜）以下の支払のみ）

・1取引 10万円（税抜）を超える支払は、現金払いは認められません。

- ・現金払いが認められる支払に限り、いわゆる電子マネー・バーコード決済での支払も可とします。（ただし、クーポン・ポイント等の利用は認められません。）
- ・現金払い（電子マネー・バーコード決済での支払を含む）の場合、実績報告の際に以下の書類を提出しなければなりません。

- ・レシート、領収書

※「現金払い」での市販品の購入の場合には、見積書・発注書・納品書・請求書は不要です。ただし、中古品の購入の場合は、金額にかかわらず同等品について2者以上の見積書を徴取し、いずれも添付してください。

ウ クレジットカードによる支払（1回払いのみ）

クレジットカードでの支払の場合、実績報告の際に、以下の①～③の証拠書類の写しを全て提出しなければなりません。なお、1回払いのみ認めます。

①領収書（法人の場合は宛名が法人名のもの。クレジット払いであること、及び金額の内訳が明記されているもの。）

※クレジット払いであることが明記されていない場合、クレジットカード利用時に発行される「お客様売上票（お買上票）のお客様控え」を添付してください。

※金額の内訳が明記されていない場合、レシート等の内訳が分かるものを添付してください。見積書及び納品で内訳が確認できればレシート等の添付は不要です。

②カード会社発行の「カードご利用代金明細書」

※インターネットによる明細を印刷したものでも構いません。

※補助対象経費の金額と、利用額の合計金額が分かる箇所を提出してください。

※他の書類と同様に、必ず実績報告提出期日までに提出しなければなりません。カード会社からの郵送が月末になる場合などは注意してください。

③クレジットカード決済口座の通帳の該当部分及び口座名義が確認できる部分

※口座からの引き落とし（支払日）が事業実施期間内に完了している必要があります。

※カードでの支払は、必ず申請書や交付決定通知書等に記載の補助事業者名（法人：法人名、個人事業者：個人名）のカードで決済してください。補助事業者が法人であるのに個人口座のカードや、他の法人口座のカードで決済している場合などは、補助対象と認められませんので注意してください。

※「市販品の購入」の場合には、見積書・発注書・納品書・請求書は不要です。ただし、1件あたり100万円（税込）を超える物品又はサービスの発注にあたっては、同等品について2者以上の見積書を徴取し、いずれも添付してください。中古品の購入の場合は、金額にかかわらず同等品について2者以上の見積書を徴取し、いずれも添付してください。

（6） その他

その他の支出内容が分かる資料

（例）チラシ等の成果物、補助事業を実施したことが確認できる資料、提供を受けたサービスの内容が確認できる報告書等

なお、機器・備品類や設置工事等を伴う場合は、支出内容が分かる写真を提出してください。

◆インターネット取引（ＥＣサイト等のネット通販サイトなど）の証拠書類

インターネット取引の場合は、以下の証拠書類の提出が必要です。

①注文完了画面又はメールのプリントアウト

②納品書

商品に同封されているものや、インターネット取引サイトの注文履歴画面等からプリントアウトしたもの

※納品書が提出できない場合は、インターネット取引サイトの発送完了画面又はメール（お届け先住所により補助事業者の住所が確認できる画面）及び配送伝票の写し

③支払の証拠書類

（５）のＡ、イ、ウで提出が必要とされている書類

※クレジットカードで支払の場合は、インターネット取引の注文完了画面等でクレジットカード決済であることが分かる画面のプリントアウトも提出してください。

④（６）で提出が必要とされている書類

記載例（様式1）

Ⅵ 申請書等の様式の記載例

（様式1）

※受付番号は事務局が記入します

受付番号

令和 7 年 3 月 3 日

香川県知事 殿

個人事業者の場合

「住所」には「住民票上の住所」を
「氏名」には屋号がある場合は屋号と氏名を、
ない場合は氏名を記載してください。

申請者 住 所 〒 760-xxxx
高松市〇〇町〇〇-△△
氏 名 香川〇〇株式会社
代表取締役 讃岐 ●●
法人にあっては、
その名称及び代
表者の職・氏名

押印は
不要です。

香川県事業者の未来への投資を応援する総合補助金交付申請書

次のとおり補助金の交付を申請します。

補助対象経費合計額		交付申請額（上限：100万円）	
3,500,000 円		1,000,000 円	
申請者の概要			
フリガナ	カガワ〇〇カブシキガイシャ		
個人事業者で屋号がある場合は屋号を記載してください。	香川〇〇株式会社		
	〒760-xxxx 高松市〇〇町〇〇-△△		
代表者の職	代表取締役	担当者氏名	□□□□
フリガナ	サヌキ ●●		
代表者氏名	讃岐 ●●		
電話番号	087-xxx-xxxx	FAX 番号	087-xxx-xxxx
E-Mail	@zz.zz		
業種 (該当するものいずれか1つに ☑を入れてください。)	☐ 個人事業者 ☒ 中小企業 ☐ 中堅企業 ☐ ①製造業・建設業・運輸業・その他の業種(②～④を除く。) ☐ ②卸売業 ☐ ③サービス業 ☐ ④小売業 ☐ その他の法人 ☐ その他の法人(業種を問わない)		
公募要領P3を参考に記載してください。	09	食料品製造業	
常時使用する従業員の数	35 人	資本金の額又は出資の総額	10,000,000 円
法人番号 (個人事業者は記載不要)	0123456789876	設立年月日	☒ 昭和 ☐ 平成 ☐ 令和 55年 11月 11日
令和6年9月30日までの日付である必要があります。			

(添付書類) ・事業計画書(別紙1及び別紙1-2) ・誓約書(別紙2) ・チェックリスト ・見積書等
・補助事業の内容を補足する書類

- 個人事業者の場合は直近の確定申告書(確定申告の義務がない、その他相当の事由により提出できない場合は直近の住民税の申告書類の控え、創業後最初の確定申告を済ませていない場合は開業届の写し)
- 法人の場合は現在事項証明書若しくは履歴事項全部証明書の原本又は根拠法令に基づき公益法人等の設立について公的機関に認可等されていることが分かる書類等の写し、貸借対照表及び損益計算書(直近1期分)の写し(その他の法人の場合は申請月の属する事業年度の直前の事業年度の年間収入が分かる書類)

記載例（別紙1）

（別紙1）

※事務局記入欄

受付番号

申請者名

香川〇〇株式会社

事業計画書

物価高騰等、社会情勢の変化に伴う影響について、売上や客数への影響、事業形態や戦略等の変化など具体的に記載してください。

（※）物価高騰等、社会情勢の変化による経営面等への影響について記載してください。

当社はうどんやラーメン（乾麺・生麺）を主力とする麺類の製造・販売を行っているが、原材料の小麦粉価格が●年に比べて、●パーセント高騰し、製造工場におけるガスや電気などのエネルギー価格高騰の影響も受けている。

主要販売先である小売店などに価格転嫁交渉を行っているが、同業他者との競合も激しく、利益率の改善は困難な状況にある。

当社では、これまで経費削減の徹底や製麺工程における製造ラインの老朽代替対応を行ってきたところであるが、最近では自動化などの設備投資を行い、省人化等による生産性向上を図るとともに、インバウンド需要を見こした土産物店向け新商品の開発やインターネット販売等の物販強化にも注力している。

しかしながら、同業他者との競合や既存の主力設備の老朽化、ベテラン従業員の退職時期も控えるなど人手不足面での課題も抱え、引き続き、厳しい経営環境に直面している。

※売上高について、令和6年7月～12月と、令和5年7月～12月の状況を記載してください（創業後間もないなど、比較できない場合は記載不要です。）。

（単位：千円）

	7月	8月	9月	10月	11月	12月
R6年(ア)	31,000	28,000	28,000	31,000	34,000	34,000
R5年(イ)	30,000	27,000	27,000	30,000	33,000	33,000
前年比 ((ア)÷(イ)×100)	103.3%	103.7%	103.7%	103.3%	103.0%	103.0%

※ 会社の沿革やこれまでの既存事業の内容について、具体的に記載してください。

当社は昭和40年に個人事業者として開業し、昭和55年に法人化した食料品製造業者である。ご当地の讃岐うどんを主力商品に、ラーメンやそばなどにも商品展開を図ってきた。

自社で製造し、中四国のスーパーマーケットや給食センター等に販売している。

最近では、食品安全マネジメントシステムに関する国際規格 FSSC22000 の認証を取得し、品質向上にも努め、顧客からの信頼確保や、当社のイメージアップを図っている。

これまで、主力製品である乾麺と生麺を中心に、香川県内からはじまり、中四国をエリアとするまで販売先を拡大してきたほか、時代のニーズに合わせ、増産体制や生産性向上に向けた設備投資を行ってきた。

現在では、価格転嫁が追いつかず、原材料価格や光熱費等のエネルギー価格上昇により、利益率が低下傾向にあるため、土産物店向け販売やインターネット販売による販売強化も行っている。

2 補助事業

(※) 1で記載した影響を乗り越えるためにどのような取組みを行うのかについて記載してください。

事業名	(※) 選択した分野に沿って、事業名から内容を想起できるよう簡潔に記載してください。 新たな冷凍食品の生産に必要な業務用急速冷凍機導入による売上拡大	
従来からの事業分野	(⑥)	①農業、②畜産業、③水産業、④林業、⑤建設業、⑥製造業、⑦情報通信業、⑧卸売業・小売業、⑨観光・宿泊業、⑩運輸業、⑪飲食サービス業、⑫教育・学習支援業、⑬医療・福祉、⑭理容業・美容業、⑮芸術、⑯スポーツ、⑰不動産業、⑱その他
この計画中で予定する事業分野	(⑥)	※該当する数字を選択してください(複数選択可。その他を選択した場合は () 内に内容を記載してください。)

取り組もうとする事業の主な「目的」と「手法」を1つのみ☑をしてください。

目的	(※) 主たる目的1つを選択してください。	売上増を要件とします
	☒ 新事業展開／事業分野拡大 ☐ 生産性の向上（下記いずれかに✓） うち ☐ コスト削減 ☐ 再エネ導入 ☐ 省エネ化	
手法	(※) 主たる手法1つを選択してください。	設備投資であることを要件とします。
	☒ 機械設備の導入・更新 ☐ システムの導入・更新 ☐ 工場・店舗等の改装 ☐ その他 ()	

「目的」が生産性の向上の場合、いずれかに☑をしてください。

事業実施スケジュール	令和7年3月25日 ～ 令和7年8月31日
------------	-----------------------

令和6年10月1日～令和7年9月30日の期間中である必要があります。

事業開始日：事業の着手（発注・契約）日

事業完了日：物品の納品や工事の完了等事業の取組み及び補助対象経費に関する支払全ての完了日

事業の内容 (新たな取組み)	(※) 1で記載した影響を乗り越えるために、今回の補助金でどのような取組みを行うのかについて、できるだけ具体的に記載してください。 (※) 目的、手法は主たる項目を1つ選択いただいておりますが、選択した項目以外に目的、手法が複数ある場合は、この欄に記載してください。 当社はこれまで主力商品の生産設備を中心に、増産や老朽代替に加え、最近では、生産性の向上や省力化に向けた設備投資を行っている。 現状の原材料価格や燃料価格や物価高騰等による厳しい経営環境が続く中で、これまで通りの製品ラインアップでの販売のみではいずれ売上が先細りすることが予想されることから、今後これまで力を入れてこなかった「冷凍食品」事業の展開を新たな売上の柱に育て、当社の成長につなげていく。 具体的には、製造ラインに業務用急速冷凍機を導入することで、具材等を含めた新たな冷凍食品を開発し、既存販売先やインターネット販売等を通じて拡販することで売上増はもとより、あわせて生産性の向上に取り組む。※(注) ※(注) 記載例は抽象的な内容としていますが、<u>各事業者の状況に応じて、写真やイメージ図、グラフ等を用いて、具体的に、分かりやすく記載</u>してください。 (資料の別添付も可)
---------------------------	---

3 事業計画の強み・長所

売上増効果 または 固定費削減効果	※目的に【新事業展開／事業分野拡大】を選択 <売上増効果> - 概要 新たに業務用急速冷凍機導入により生産可能になる新商品「冷凍食品（うどん・ラーメン）」を既存販売先等に拡販することで売上拡大を図るとともに、既存設備、人員、販売網も活用し、利益率・生産性向上も実現できる。 - 売上の増加率 ●●％ 既存販売先と早期に商品導入時期を決めるほか、新規顧客獲得を計画 【既存顧客向け】●年度 売上増加額 ●●円 【新規顧客向け】●年度 売上増加額 ●●円 - 具体的な積算根拠等 【既存顧客向け】 ●年秋冬頃から新規導入時期を商談し、店舗●●数に販売開始 ●箱（●袋入り）× 1 箱単価●●円＝●年度 売上増加額●●円 【新規顧客向け】 ●年春頃から店舗●●数を新規開拓し、販売開始 ●箱（●袋入り）× 1 箱単価●●円＝●年度 売上増加額●●円 ※（注）
	※目的に【生産性の向上】を選択 <固定費の削減効果> ※固定費：売上の増減に関係なく必要となる光熱水費、人件費等の経費 - 概要 - 固定費の削減 - 具体的な積算根拠等 ※（注） ※（注） ・売上増効果または固定費削減効果、持続性、有効性、波及性、その他特筆すべき事項の記載例は抽象的な内容としていますが、各事業者の状況に応じて、具体的に、分かりやすく記載してください。
持 続 性	製造ラインに業務用急速冷凍機器を導入し、既存販売先に新規商品の「冷凍食品（うどん・ラーメン）」を提案し、拡販する。他社との競合が予想されるが、既存商品の販売数を維持しながらラインナップを増やすことで拡販に取り組める。※（注）
有 効 性	稼働率の低い既存の製造ラインを活用することや、従業員の勤務体制の生産計画も立てやすいため、全体の生産性の向上を図ることができる。 ※（注）
波 及 性	計画生産や長期保存が可能な冷凍食品への事業拡大を行うことで、食品ロスにもつなげやすくなり、当社の取組みが参考になると考えられる。※ ※（注）
その他特筆すべき事項	（※）該当があれば記載 当社は、食品安全マネジメントシステムに関する国際規格 FSSC22000 の認証を取得しており、品質に関して顧客の信頼は厚い。 ※（注）

※審査の際に重要な資料となりますので、積極的かつ分かりやすい記載を心掛けてください。

※審査は書面のみで行います（提出書類に記載のあった内容で審査を行います）ので、事業の内容と事業計画の強み・長所をできるだけ具体的かつ詳細に記載してください。

※参考

項 目	具体的着眼点
売上増効果／ 固定費削減効果	・ 導入（更新）する設備投資により、高い売上増効果または固定費削減効果が期待できるか
持 続 性	・ 補助事業期間終了後も効果の継続が期待できるか
有 効 性	・ 手法や計画は、費用対効果の観点からも具体的な成果の発現が期待できるものになっているか
波 及 性	・ 他の事業者や地域へ取組みが拡がることが期待できるか

「事業の内容（新たな取組み）」欄には、**この補助金でどのようなこと（新たな取組み）を行うのか**を、できるだけ具体的に記載してください。

特に、この補助金により行う新たな事業の遂行に当たって、**「4 補助対象経費」に記載するすべての経費が必要であり、事業目的に合致することが書面上で分かるように記入してください。**

※補助事業遂行上の必要性等が書面で確認できない経費は、補助対象経費として認められません。

必要事項が様式の各欄内に記載しきれない場合は、様式の各欄を適宜拡大して記載するか、又は、当該欄内に「その他詳細は別添1のとおり」等と記載の上、任意のA4用紙（右肩に「別添1」等と明記）に必要事項を記入して添付してください。

「2 補助事業」の「事業の内容（新たな取組み）」欄の記載に基づき、**本補助事業の遂行に必要なものであることが書面上で分かる経費**であることが必要です。

4 補助対象経費

見積書 等番号	補助対象経費分類	経費の内容	金額（税抜）	チェック欄		
				支払済	見積書 等添付	領収書 添付
No. 1	①機械装置等費	業務用急速冷凍機1台 @300 万円	3, 000, 000円	☐	☒	☐
No. 2	④外注費	工場改装等一式	500, 000円	☐	☒	☐
No. 3			円	☐	☐	☐
No. 4			円	☐	☐	☐
No.	○同一の見積書等に記載の内容であっても、「補助対象経費分類」が異なる場合は行を分けて記入 するとともに、見積書等の写しは当欄「見積書等番号」ごとに1枚ずつ添付し、該当品目に赤線 を引くなどして内容が分かるようにしてください。					
No.	…見積書等の写しについては、 <u>品目ごとの内訳がすべて記載されたもの</u> を添付してください。 (見積書等のみでは内訳品目が不明な場合は、内訳が分かるものを別途添付してください。)					
No. 10			円	☐	☐	☐
No.	○補助対象経費の考え方・例などを 公募要領（P 4～6、P 15～18） で確認の上、「金額」欄には補助 対象経費の金額（税抜）を記載してください。					
No.	…審査は書面でのみ行いますので、 <u>各経費の補助事業遂行上の必要性等</u> を「2 補助事業」の「事業の 内容(新たな取組み)」欄に記載するとともに、品目だけでは補助対象経費としての該当性等が不明瞭 な場合は、必要に応じて 内容が分かるような補足説明を「経費の内容」欄に付記 してください。					
No. 16			円	☐	☐	☐
No. 17			円	☐	☐	☐
No. 18			円	☐	☐	☐
No. 19			円	☐	☐	☐
No. 20			円	☐	☐	☐
補助対象経費合計額			3, 500, 000円	補助対象経費合計額は、 25 万円（税抜）以上で ある必要があります。		
交付申請額（上限：100 万円）			1, 000, 000円			

※各経費の内訳が分かるものを添付するとともに、上欄の「見積書等番号」に対応する見積書等全ての写しを添付して提出してください。

交付申請額は補助対象経費合計額の合計金額に補助率を乗じて得た額の千円未満を切り捨てた金額（補助限度額を上回る場合は補助限度額）としてください。

補助率	補助額	補助限度額
3 / 4	補助対象経費合計額の 3 / 4	100万円

等（写し）及び②領収書の写し

（例外として、「市販品の購入」の場合（ただし、クレジットカード支払及び1取引 10 万円（税抜）以下の現金支払に限る。）、①は不要です。）

※1 件あたり 100 万円（税込）を超える物品又はサービスの発注にあたっては、同等品について 2 者以上の見積書を徴取し、いずれも添付してください。中古品の購入の場合は、金額にかかわらず同等品について 2 者以上
の見積書を徴取し、いずれも添付してください。

※補助対象経費分類は、公募要領 P15～18 を参考に記載してください。

※「金額」欄には、申請時点で支払が未了の経費は見積書等の金額を、申請時点で支払が完了している経費は領収書の金額を記載してください。ただし、消費税及び地方消費税は補助対象外のため、税抜きの金額を記載してください。（税込価格しか分からない場合は公募要領 P 6 の計算方法を参照してください。）

※右端の 3 つのチェック欄には、必要な見積書等を添付したことを確認の上、該当する欄にそれぞれ ☒ を入れてください。

※補助対象経費合計額は、25 万円（税抜）以上である必要があります。

※交付申請額は、補助対象経費合計額の 4 分の 3 以内とし、1,000 円未満は切り捨ててください。

※補助対象経費合計額と交付申請額は（様式 1）に記載する数字と一致させてください。

記載例（別紙１－２）

事業計画書（２）

５ 具体的な取組内容

○今回実施する具体的な取組内容

【同業他社との比較・優位性、売上見込みなど】

（※）機械設備、システム等を導入・更新する場合は、概要・特徴なども具体的に記載してください。

今回導入する業務用急速冷凍機は食品の細胞組織を破壊せずに凍結でき、品質を落とさず長期保存を可能とする装置であり、同業他社での導入も進められているが事例はまだ多くない。

エネルギー価格や物価高騰により、価格転嫁は避けられないが、新たな商品展開を同時に進めることで顧客離れを防ぐとともに、新たな顧客確保や売上増が期待できる。

【補助事業の効果】

（※）取組みを通じて、どのような効果（売上増または固定費の削減）につながるのか、具体的に記載してください。

今回の補助事業により、業務用急速冷凍機を導入することで、食品の品質を落とさず長期保存が可能となる。そのため、品質面で差別化を図ることができ、新たな商品展開も進めることで、新たな市場が獲得できると考えている。

また、当社においても人材不足が大きな課題となっているが、本事業による新商品開発によるイメージアップを図り、人材の確保にもつなげていきたい。

このことから、売上高については物価高騰等の動向など先行きが不透明な点はあるが、急速冷凍機の導入による新たな商品販売により、物価高騰による価格転嫁分を含め、年間●●の売上増加が予想される。※（注）

※（注）

記載例は抽象的な内容としていますが、各事業者の状況に応じて、適宜、写真やイメージ図、グラフ等を用いて、具体的に、分かりやすく記載してください。

（資料の別添付も可）

具体的な取組内容を補足する書類について

【新事業展開／事業分野拡大】

- ・必要に応じて、新たな事業、拡大する事業分野の概要、特徴、開発・提供・販売体制などが分かるスキーム図等を記載又は添付してください。

【機械設備、システムの導入・更新】

- ・必要に応じて、構造や技術・メカニズム等の技術説明書、設計図、特許資料、写真、試験データなどを添付してください。

【工場・店舗等の改装】

- ・改装により、レイアウト変更等を伴う場合には、必要に応じて、生産方式の概要、工程図(又は工程表)、生産ライン(工場)等のレイアウト図、スキーム図などを添付してください。

6 予想売上推移

(単位：千円)

	R 6 年 3 月期 (直近の決算)	R 7 年 3 月期 (1 年目)	R 8 年 3 月期 (2 年目)	R 9 年 3 月期 (3 年目)
売上高	360,000	370,000	390,000	420,000
前期比(%)		102.8%	105.4%	107.6%
売上原価	252,000	259,000	276,000	293,000
販売管理費	90,000	92,500	95,000	107,000
営業利益 (所得金額)	18,000	18,500	19,000	20,000
前期比(%)		102.8%	105.4%	107.6%

上記の【補助事業の効果】を踏まえ、今後の予想を記載してください。

記載例（別紙２）

受付番号

誓 約 書

当社（個人である場合は私）は、下記の事項について誓約します。

なお、香川県が必要と判断した場合には、香川県警察本部その他関係機関に照会することについて承諾します。

記

- 1 補助対象外になる者に該当しません。
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていません。
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していません。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有していません。
- 5 営業に関して必要な許認可等を全て取得しています。
- 6 同一の内容で本制度以外の補助事業や委託事業等に採択されていません。また、同一内容で他の県事業と重複して申請していません。
- 7 申請内容の証拠書類を保存するとともに、県から申請の内容について立入検査・報告・証拠書類提出の求めがあった場合には、これに応じます。
- 8 申請書類に記載された情報は、必要に応じて関係行政機関に提供されることに同意します。
- 9 要件に該当しない事実や不正が発覚した場合には、補助金の全額を即時返還するとともに、加算金の支払い及び事業者名の公表に応じます。
- 10 申請日時点において、事業を継続しており、今後も事業を継続する意思を有しています。
- 11 申請書及び添付書類の内容に偽りはありません。

香川県知事 殿

誓約書は自署したもの（原本）をご提出ください。（コピーは不可）

令和 7 年 月 日

申請者名

〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇

押印は
不要です。

（法人にあっては、その名称及び代表者の職・氏名

※申請者名は自署してください。押印は不要です。

※原本を提出してください。（コピーは不可）

個人事業者の方に提出いただく申請書類のうち「事業実態の確認書類」(P9の⑥)の見本を以下に掲載しますので、ご参考としてください。

…【白色申告者】・【青色申告者】ともに提出いただくもの

令和 〇〇 年分の所得税及び復興特別所得税の申告書

控 住 所 屋 号 フリ 氏名	
---	--

○ 所得の内訳（所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額）

所得の種類	種 目	給与などの支払者の「名称」 及び「法人番号又は所在地」等	収 入 金 額	源 泉 徴 収 税 額
			円	円

	保 険 料 等 の 種 類	支 払 保 険 料 等 の 計	う ち 年 末 調 整 等 以 外
⑬⑭ 小規模企業共済等掛金控除 社会保険料控除		円	円
⑮ 生命保険料控除	新 生 命 保 險 料	円	円
	旧 生 命 保 險 料		
	新 個 人 年 金 保 険 料		
	旧 個 人 年 金 保 険 料		
	介 護 医 療 保 険 料		
⑯ 地震保険料控除	地 震 保 險 料	円	円
	旧長期損害保険料		

本人に関する事項 (⑰～⑳)	☐ 死別 ☐ 生死不明 ☐ 離婚 ☐ 未 帰 還	ひとり親	勤労学生 ☐ 年調以外かつ専修学校等	障害者	特別
-------------------	---	------	--	-----	----

…【白色申告者】の場合に、確定申告書（第一表・第二表）に加えて提出いただくもの

（あなたの本年分の事業所得又は雑所得の金額の計算内容をこの表に記載して確定申告書に添付してください。）

A 4 横

A 4 横

●所得税青色申告決算書（１～４面）

…【青色申告者】の場合に、確定申告書（第一表・第二表）に加えて提出いただくもの

令和 〇〇 年分所得税青色申告決算書（一般用）

住 所	フリガナ 氏 名	事務所 所在地
事業所 所在地	電 話 号 (自 宅) (事業所)	依 頼 税 理 士 氏 名 (名称)
業 種 名	加 入 団 体 名	電 話 号

令和 年 月 日

損 益 計 算 書 (自 〇〇 月 〇〇 日 至 〇〇 月 〇〇 日)

整理
番号

科 目	金 額 (円)	科 目	金 額 (円)	科 目	金 額 (円)
売上(収入)金額 (雑収入を含む) ①		消耗品費 ⑪		貸倒引当金 ⑭	
期首商品(製品) ②		減価償却費 ⑫		雑収入等 ⑮	
仕入金額(製品) ③		福利厚生費 ⑬		計 ⑯	
小 計 (②+③) ④		給料賃金 ⑭		専従者給与 ⑰	
期末商品(製品) ⑤		外注工賃 ⑮		貸倒引当金 ⑱	
差引原価 (④-⑤) ⑥		利子割引料 ⑯		計 ⑲	
差 引 金 額 (①-⑥) ⑦		地代家賃 ⑰		青色申告特別控除前の所得金額 (⑭+⑲-⑲)	
租 税 公 課 ⑧		貸 倒 金 ⑲		青色申告特別控除額 ⑳	
荷 造 運 賃 ⑨		計 ㉑		所 得 金 額 (⑭-⑲)	
水 道 光 熱 費 ⑩		雑 費 ㉒			
旅 費 交 通 費 ⑪		差 引 金 額 (⑦-㉒) ㉓			
通 信 費 ⑫					
広 告 宣 伝 費 ⑬					
接 待 交 際 費 ⑭					
損 害 保 険 料 ⑮					
修 繕 費 ⑯					

A 4 横

- 1 -

令和 〇〇 年分

フリガナ
氏 名

整理
番号

〇月別売上(収入)金額及び仕入金額

月	売上(収入)金額	仕 入 金 額
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
家 事 消費等		
雑収入		
計		
うち専従 税率対象		

〇給料賃金の内訳

氏 名	年齢	従事 月数	支 給 額	所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額
	歳	月	給 料 賃 金	
			賞 与	
			合 計	
その他(人分)				
計		延べ従 事月数		

〇専従者給与の内訳

氏 名	続柄	年齢	従事 月数	支 給 額	所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額
		歳	月	給 料	
				賞 与	
				合 計	
計			延べ従 事月数		

〇地代家賃の内訳

支 払 先 の 住 所 ・ 氏 名	賃 借 物 件	本 年 中 の 賃 借 料 ・ 補 助 金 等	左の賃借料のうち 必要経費算入額
		賃 借 料	
		補 助 金	
		合 計	

〇青色申告特別控除額の計算 (この計算に当たっては、「決算の手引き」の「青色申告特別控除」の項を読んでください。)

	金 額
本年分の不動産所得の金額(青色申告特別控除額を差し引く前の金額) ⑥	
青色申告特別控除前の所得金額(1ページの「損益計算書」の最終の金額を書いてください。) ⑦	
65万円又は55万円 の青色申告特別 控除を受ける場合 ⑧	
65万円又は55万円と⑧のいずれか少ない方の金額 (65万円又は55万円-⑧)との いずれか少ない方の金額 ⑨	
上 記 以 外 の 場 合 ⑩	
10万円と⑩のいずれか少ない方の金額 (10万円-⑩)と⑨の いずれか少ない方の金額 ⑪	

A 4 横

〇貸倒引当金繰入額の計算 (この計算に当たっては、「決算の手引き」の「貸倒引当金」の項を読んでください。)

	金 額
個別評価による本年分繰入額 (「個別評価による貸倒引当金の繰入額の計算」の最終の金額を書いてください。) ①	
一括評価による本年分 繰入額 ②	
本年分繰入限度額 (②×3.5% (金額は3.5%)) ③	
本年分繰入額 (①+③) ④	
本年分の貸倒引当金繰入額 (①+④) ⑤	

(注) 貸倒引当金、専従者給与や3ページの割増(特別)償却以外の特典を利用する人は、適宜の用紙にその明細を記載し、この決算書に添付してください。

- 2 -

○売上(収入)金額の明細 ※登録番号を記載する場合には、先頭に「T」を付けた上で13桁の数字を記入してください。

売 上 先 名	所 在 地	登録番号(法人番号)(※)	売 上 (収 入) 金 額
			円
上 記 以 外 の 売 上 先 の 計 (雑 収 入 を 含 む)			
			計

○仕入金額の明細

仕 入 先 名	所 在 地	登録番号(法人番号)(※)	仕 入 金 額
			円
上 記 以 外 の 仕 入 先 の 計			
			計

○減価償却費の計算

減価償却資産の名称等(減価資産を含む)	面積又は数量	取得年月	①取得価額(償却保証額)円	②償却の基礎になる金額円	償却方法	耐用年数	③償却率又は法定償却率	④本年中の償却期間月	⑤本年分の普通償却費(③×④×⑧)円	⑥割増(特別)償却費円	⑦本年分の償却費合計(⑤+⑥)円	⑧事業専用割合%	⑨本年分の必要経費算入額(⑦×⑧)円	⑩未償却残高(期末残高)円	備 考	
		年 月	()			年		月								
		・	()					12								
		・	()					12								
		・	()					12								
		・	()					12								
		・	()					12								
		・	()					12								
計		・	()					12								

(注) 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産について定率法を採用する場合にのみ⑧欄のカッコ内に償却保証額を記入します。

○利子割引料の内訳(金融機関を除く)

支払先の住所・氏名	期末現在の借入金等の金額円	本年中の利子割引料円	左のうちの必要経費算入額円

○税理士・弁護士等の報酬・料金の内訳

支払先の住所・氏名	本年中の報酬等の金額円	左のうちの必要経費算入額円	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額

○この用紙は控用です。申告には必ず提出用を使ってください。

整理番号

◎本年中における特殊事情

A 4 横

貸 借 対 照 表 (資産負債調)

(令和 年 月 日現在)

製造原価の計算 (原価計算を行っていない人は、記入する必要はありません。)

資 産 の 部				負 債 ・ 資 本 の 部			
科 目	月 日 (期首)	月 日 (期末)	科 目	月 日 (期首)	月 日 (期末)	科 目	金 額
現 金			支 払 手 形			原 始 原 材 料 棚 卸 高	①
当 座 預 金			買 掛 金			原 材 料 仕 入 高	②
定 期 預 金			借 入 金			小 計 (①+②)	③
そ の 他 の 預 金			未 払 金			期 末 原 材 料 棚 卸 高	④
受 取 手 形			前 受 金			差 引 原 材 料 費 (③-④)	⑤
売 掛 金			預 り 金			労 務 費	⑥
有 価 証 券						外 注 工 賃	⑦
棚 卸 資 産						電 力 費	⑧
前 払 金						水 道 光 熱 費	⑨
貸 付 金						修 繕 費	⑩
建 物						減 価 償 却 費	⑪
建 物 附 属 設 備							⑫
機 械 装 置							⑬
車 両 運 搬 具			貸 倒 引 当 金				⑭
工 具 器 具 備 品							⑮
土 地							⑯
							⑰
							⑱
						雑 費	⑲
						計	⑳
						総 製 造 費 (⑤+⑥+㉑)	㉒
			事 業 主 借			期 首 半 製 品 ・ 仕 掛 品 棚 卸 高	㉓
			元 入 金			小 計 (㉒+㉓)	㉔
事 業 主 貸			青 色 申 告 特 別 控 除 額 の 所 得 金 額			期 末 半 製 品 ・ 仕 掛 品 棚 卸 高	㉕
合 計			合 計			製 品 製 造 原 価 (㉔-㉕)	㉖

(注) 「元入金」は、「期首の資産の総額」から「期首の負債の総額」を差し引いて計算します。

(注) ⑯欄の金額は1ページの「損益計算書」の

整理番号

控用

A 4 横

…確定申告の義務がない又はその他相当の事由により提出できない場合に提出いただくもの

…創業後最初の決算期を迎えていない場合に提出いただくもの

37